

小郡らしい景観を守り、はぐくむ

～小郡市は景観行政団体になりました～

問合せ先 都市計画課計画係 ☎72-2111内線352

小郡市は、北から南に宝満川が流れており、潤いある豊かな景観が形成されています。東部の広域な田園地帯は、季節ごとに移り変わる田園風景として、市の代表的な景観となっています。

北部には、津古の森、花立山などの森林等があり、市街地の住宅地では、統一した住宅整備がなされ、良好な住環境や美しい街並みが保全されています。

また、市内には多くの神社、仏閣も点在しているほか、松崎地区などの江戸時代の薩摩街道沿いの集落では、屋敷林などの緑が豊富で歴史ある建築物と調和し、まとまりある景観を形成しています。

このような市特有の個性ある景観資源は、市の財産として次世代に引き継いでいく必要があります。

市は、4月1日に「景観行政団体」になりました。そして、更なる良好な住環境の維持・向上を図るため、景観形成に必要な施策および景観計画の策定を進めていきます。

歴史的なまちなみを活かしたまちづくり

松崎地区の景観まちづくりの取組み

景観を地域で守り、育てていく景観まちづくりは全国で行われており、小郡市でも松崎地区で行われています。その取組みを紹介します。

松崎地区は、薩摩街道の宿場町として、江戸時代からおよそ350年の歴史を持つ集落です。明治時代以降、宿駅制度が廃止され、鉄道の開通などにより、交通の要衝としての役割を終えましたが、その後も、三井郡地域の中心のまちとして繁栄してきました。桜馬場には、山桜が立ち並び、古くから景勝地として著名な地で、「文学散歩」で有名な野田宇太郎の生誕の地でもあります。

現在も旅籠油屋をはじめ、鶴小屋などの旅籠建築、枡形の道路、構口等の歴史的建造物が残っていますが、地区の高齢化の進展とともに、空き家・空き地が増え、まちの賑わいは失われつつあり、江戸時代以降、各時代の歴史的な雰囲気を感じさせるまちの資源は、変容する町並みの中に埋もれ、本来の松崎地区の持つ魅力は、あまり感じられなくなっていました。



1 ライトアップされた旧松崎旅籠油屋 2 松崎南構口
3 松崎三原家洋館 4 松崎桜馬場での桜まつり

文学と街道の歴史の香りがする、 歩いて楽しい「景観まちづくり」の推進

松崎地区は、まちづくりの問題を解決するために、「景観」を意識しながら取り組むことで、地域の持つ歴史や個性、地域に住む人々のさまざまな活動の一つとして、活気があり、安心できるまちづくりを目指しています。

平成16年に、福岡県が進めた「筑後広域風致景観のルールづくり」で、松崎地区は景観モデル地区として位置づけられました。その中で、松崎地区の景観形成の目標と方針を『文学と街道の歴史の香りがする、歩いて楽しい「景観まちづくり」の推進』と定め、景観まちづくりを進めています。

景観まちづくりの具体的な活動として、景観まちづくりに向けた地域住民への意識啓発やまちづくりの方向性の共有化を図るために、

- ・歩いて楽しい「通り」づくりの推進
- ・松崎地区の景観まちづくりのルールづくりを推進するための「松崎景観憲章」の策定
- ・松崎の歴史的資源の周知・広報・活用 などを進めます。

このような取組みの中で、建物の建て替え、改修や新たな居住者を受け入れながら地域コミュニティを強固にするために持続的なまちの環境を整備し、さらに、地域住民と来訪者が共有できるルールづくりを進めていきます。

また、地域の歴史・資源を活用し、魅力ある環境の整備を進めるために、空家バンク等による居住者支援制度の整備、街路・オープンスペース、サインなどの整備や地区計画等による歴史的資源を活用した住環境の維持を進めています。



▲松崎景観憲章

景観づくりを進める上で、住民が大切にしたいと考える共通目標として策定されました。景観とは、目に見える町の風景や音、手触り感など五感で感じられるもので、それを感じる一人ひとりの感性によって、さまざまに変化します。

松崎景観憲章では、地域住民のアンケートから出された「文学」「散歩(つなぐ・線)」「歴史」「祭り・行事」「名物」という言葉を取り入れ、松崎で暮らす人々のまちに対する愛情や想いを具体的に表しました。

▶景観行政団体とは

景観法に基づいて、良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体です。景観法制定により、都道府県と政令指定都市、中核市は、自動的に景観行政団体となりますが、その他の市町村は、都道府県知事との協議により、景観行政団体になることができます。

▶景観団体ができること

「景観計画」を策定することができます。「景観計画」とは、景観法に基づき、景観行政団体が景観行政を進めるための基本的な計画のことで、次の事項を定めることができます。

- ・景観区域
(まちの景観を維持するための景観地区の策定)
- ・景観区域における良好な景観形成に関する方針
- ・良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要構造物または景観重要樹木の指定方針

※現在、小都市策定の「景観計画」はありませんが、景観行政団体移行に伴い、本市区域の「筑後川流域景観計画」が福岡県から移管されます。**届出対象区域での一定規模以上の建築物の建築等や工作物の建設等については、都市計画課計画係まで届出が必要となります。**詳細は、都市計画課計画係までお尋ねいただくかホームページをご覧ください

▶景観計画の策定について

平成26年度から28年度までの3か年で景観計画の策定を予定しています。計画策定のための小郡市景観審議会委員を募集します。詳細は12pをご覧ください。

